特集　平成28年４月スタート

ご存じですか？「障害者差別解消法」

4月1日から、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格を尊重し合いながら共生できる社会を目指していきましょう。

❓福祉課障害福祉担当 内線182

障害者差別解消法とは

２００６年（平成18年）、世界初の障がい者に関する国際条約「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が成立しました。こうした国際的な動きに合わせ、国内においても制度改革が進められ、我が国も平成26年1月、世界で１４１番目の障害者権利条約締約国となりました。

障害者差別解消法も、国内法を整備する中で、平成25年6月26日に公布され、今年4月1日に施行されます。この法律は、障がいを理由とする差別を解消し、全ての人が、お互いの人格と個性を尊重しながら共生できる社会を作ることを目的としています。対象となる「障がいのある人」は、障害者基本法で定められた障がいのある全ての人です。身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能に障がいのある人が対象で、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

「合理的配慮」を心がけましょう

障害者差別解消法では、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮」が求められています。

不当な差別的取扱いとは、障がいがあることのみを理由に、サービスの提供の拒否や制限をすることです。国や市町村などの行政機関だけでなく、会社や店舗などの民間事業者でも禁止されます。

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを「社会的障壁」といいます。この社会的障壁には、障がいのある人が利用しにくい施設・設備・制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習・文化、障がいのある人への偏見などがあります。この社会的障壁を、負担になり過ぎない範囲で取り除くことを、合理的配慮といいます。行政機関では法的義務が生じ、民間事業者には努力義務が発生します。ただし、民間事業者などであっても、繰り返し差別を行い、合理的配慮の努力を怠った場合には、国が報告を求めたり、助言・指導・勧告といった行政措置を取ることができるとされています。

このように、障害者差別解消法では、個人的に障がいのあるかたと接する場合や、個人の思想・言論については対象とされていませんが、差別の解消に向けた取組みを、国民一人一人がそれぞれの立場で自発的に行っていくことが期待されています。

誰もが暮らしやすいまちへ

市では、法律の施行に向け、障がいのあるかたが利用する際に支障を来さないような市ホームページの整備等、法令に準拠した対応を進めています。

また、今後は職員が適切に対応するために必要な要領の策定を進めていきます。この他にも、幸手保健所管内の市町と連携し、障がい者への差別解消のためのネットワークとして、障害者差別解消法支援地域協議会の立ち上げの検討を行っています。

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。少しの配慮で助かる人がいることを心に留め、障がいのあるなしに関わらず、住み良い社会を作っていきましょう。障がいを理由とする差別で困ったときは、ご相談ください。

知っていますか？このマーク

障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が使用できる建物・施設を表します。車椅子を利用しない障がい者も対象になります。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などを表します。

耳マーク

見た目では分かりづらい聴覚障がい者が、聞こえが不自由なことを伝えるマークです。

オストメイトマーク

人口肛門・人口膀胱（ぼうこう）を造設しているかた（オストメイト）のための設備があることを表します。

障がいを理解し、ともに助け合う社会を目指して

蓮田市障がい者団体連絡協議会
会長　有馬直樹（ありまなおき）さん

障がいがあることは、見た目だけでは分からないこともあると思います。そのかたにとって何が不便なのかも、理解することは容易ではないでしょう。障がいもさまざまであり、必要なものも人によって異なります。たいせつなのは、高齢者なども含め、みんなにとって暮らしやすい環境を作っていくことだと思います。４月から障害者差別解消法がスタートしますが、今まで障がいのあるかたと関わったことのない皆さんが、少しでも障がいについて理解し、障がいのあるかたを助けようという思いを抱くきっかけになればありがたいです。障がいのあるなしに関わらず、困っている人を見かけたら、お互いに助け合うことのできるような社会になってほしいと思います。

不当な差別的取扱いと合理的配慮の例

不当な差別的取扱い

障がいを理由とした、サービス提供の拒否や入店の拒否は禁止です。

※正当な理由がある場合でも、その理由を説明し、理解を得られるように努める必要があります。

- 車椅子を利用していることを理由に、入店を断ってはいけない
- 会員制のクラブや習い事の教室で、障がいがあることを理由に入会を断ってはいけない

合理的配慮

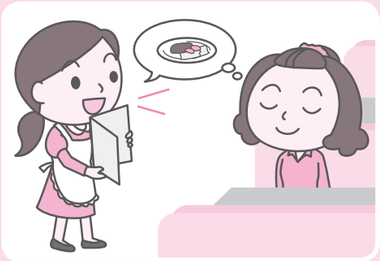

障がいのあるかたから配慮を求められたら、妨げを取り除く工夫をしましょう。

- 視覚障がいのあるかたには、読み上げによる説明をする
- 聴覚障がいのあるかたには、筆談など音声とは別の方法で伝える
- 知的障がいのあるかたへ渡す文書は、ふりがなを付け、分かりやすく書く
- 車椅子を利用するかたのために、段差にスロープを渡す